

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
○自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(自然保護課)
(同) 二八

ページ

規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年宮城県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「第七条第二項」を、「第七条の第二項」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(公園事業の執行又は認可)

第二条の二 条例第七条の二第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第二条の三 条例第七条の二第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(条例第二条第三号下の運輸施設(以下「運輸施設」という。))にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。()

二 条例第二条第三号イからイまでに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
2 条例第七条の二第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、国及び公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第二条の四 条例第七条の二第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第七条の二第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

二 条例第二条第三号イからイまでに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

二 条例第二条第三号イからイまでに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

二 条例第二条第三号イからイまでに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

二 条例第二条第三号イからイまでに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第二条の五 条例第七条の二第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更を必要とする理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第七条の二第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第一条の三第二項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。)とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第二条の六 条例第七条の二第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更した年月日

四 変更を必要とする理由

(承継の同意又は承認の申請)

第二条の七 条例第七条の四第二項の申請書に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

2 条例第七条の四第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第二条の三第二項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第七条の四第五項の申請書に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

三 公園施設の種類の

4 条例第七条の四第六項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 第二条の三第二項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第二条の八 条例第七条の五第一項の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類の

三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止

期間中の公園施設の管理方法

四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 条例第七条の五第二項に規定する規則で定める書類は、第二条の三第二項第三号及び第四号に掲げる書類とする。

(同意又は認可の失効の届出)

第二条の九 条例第七条の六第二項の規定による届出書に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類の

三 失効した年月日

四 失効した理由

2 条例第七条の六第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 第二条の三第二項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第四条第二項中、「昭和五十年四月一日」を、「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、同条第五項中「第十条第五項」を「第十条第七項」に改め、同条第十三項中「次のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第四条第十三項第二号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

- イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

第四条中第二十六項を第二十九項とし、第二十五項を第二十八項とし、同条第二十四項中「第十条第三項第十二号及び第十三号」を、「第十条第三項第十五号及び第十六号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第十条第三項第十一号」を、「第十条第三項第十四号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第十条第三項第九号及び第十号」を、「第十条第三項第十号及び第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 24 条例第十条第三項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
 - 一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
 - 二 災害復旧のために行われるものであること。

25 条例第十条第三項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十三項第一号の規定の例によるほか、同条第三項第十三号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第四条第二十一項中「第十条第三項第八号」を、「第十条第三項第九号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十条第三項第七号」を、「第十条第三項第八号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十条第三項第六号」を、「第十条第三項第七号」に改め、同項第一号中「昭和四十五年法律第百三十七号」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十条第三項第五号」を、「第十条第三項第六号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十条第三項第四号」を、「第十条第三項第五号」に改め、同項第三号中「第十条第五項」を、「第十条第七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十条第三項第三号」を、「第十条第五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十条第三項第三号」を、「第十条第三項第四号」に改め、同項を同条第十六

項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 条例第十条第三項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - 二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 第四条の次に次の二条を加える。
- （特別地域内における行為の許可申請書）

第四条の二 条例第十条第五項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の目的
- 三 行為地及びその付近の状況
- 四 行為の完了予定年月日

2 条例第十条第六項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、条例第十条第五項に規定する申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

4 知事は、条例第十条第五項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当

該行為の場所又はその周辺の風致又は景觀に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(既着手行為等の届出書)

第四条の三 条例第十条第七項から第九項までの規定による届出書に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為の施行方法

六 行為の完了の年月日又は予定年月日

2 条例第十条第七項及び第八項の規定による届出書には、第三条の二第二項各号に掲げる書類(条例第十条第八項の規定による届出書にあつては、第三条の二第二項第一号に掲げる書類)を添付するものとする。

3 条例第十条第十項の規則で定める書類は、第三条の二第二項各号に掲げる書類とする。

第五条の見出し中「施設の変更等の承認及び」を削り、同条中「条例第七条の五第一項の規則で定める事項及び条例第十条第八項第三号」を「条例第十条第十一項第四号」に改め、同条第十号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十号の四の次に次の一号を加える。

十の五 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

第五条第十七号の次に次の十六号を加える。

十七の二 宅地の木竹を損傷(条例第十条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷する

ものに限る。以下この条において同じ。)すること。

十七の三 自家用のために木竹を損傷すること。

十七の四 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の五 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の六 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の七 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十七の八 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の九 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十一 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十二 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同

条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十三 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第

百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除

に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業

務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その

他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木

竹を損傷すること。

十七の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

十七の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で

木竹を損傷すること。

第五条第二十七号の五を同条第二十七号の十一とし、同号の次に次の四号を加える。

二十七の十二 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第十条第三項第十三号の知事が指定

するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内におい

て放つものに限る。以下この条において同じ。)

二十七の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防

除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十七の十四 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれ

がない犬であつて、次に掲げるもの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の十五 家畜を係留放牧すること(条例第十条第三項第十三号に掲げる行為に該当するもの

を除く。)

第五条第二十七号の四を同条第二十七号の十一とし、同条第二十七号の三中(平成十四年法律第八

十八号)を削り、同号を同条第二十七号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の九 県立自然公園の区域のうち指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第五条第二十七号の二を同条第二十七号の七とし、同条第二十七号中「第十条第三項第九号」を「第十条第三項第十号」に改め、同号の次に次の五号を加える。

二十七の二 農業を営むために条例第十条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。)

二十七の三 森林の整備及び保全を図るために条例第十条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十七の四 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第十条第三項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

二十七の五 宅地内に木竹を植栽すること。

二十七の六 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第五条第二十九号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同条第二十九号の十四中「立ち入ること」の下に「土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。」を加え、同条第二十九号の十五中「第十条第三項第十二号」を「第十条第三項第十五号」に改め、同条第二十九号の十六中「第十条第三項第十二号」を「第十条第三項第十五号」に、「条例第十条第三項の」を「同項の」に改め、同条第三十号から同条第三十三号までを削り、同条第三十四号を第三十号とし、第三十五号を第三十一号とし、同条の次に次の一条を加える。

(普通地域内における行為の届出)

第五条の二 条例第十二条第一項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の目的
- 三 行為地及びその付近の状況
- 四 行為の完了予定年月日

2 条例第十二条第二項に規定する規則で定める書類は、第四条の二第一項各号に掲げる書類とする。

第六条第一号中「海面」を「海域」に改め、同条第二号中「海面の」を「海域の」に改める。
第七条中「第十二条第七項第三号」を「第十二条第八項第四号」に改め、同条第一号中「第十号の四」を「第十号の五」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(生態系維持回復事業の確認)

第七条の二 国及び公共団体が、条例第十六条の二の二第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第七条の三 国、県及び公共団体以外の者が、条例第十六条の二の二第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからハまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第七条の四 条例第十六条の二の二第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第十六条の二の二第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

一項」に、「様式第三十三号」を「様式第三十二号」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十五号中「様式第三十五号」を「様式第三十八号」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十四号中「第七条の十第一項」を「第七条の八第二項」に、「様式第三十四号」を「様式第三十七号」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第三十三号の二中「様式第三十三号の二」を「様式第三十六号」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十二号の次に次の三号を加える。

三十三 条例第十六条の二の二第四項の規定に基づく規則で定める生態系維持回復事業の確認（認定）の申請に係る様式 様式第三十三号

三十四 条例第十六条の二の二第七項の規定に基づく規則で定める生態系維持回復事業の変更の確認（認定）の申請に係る様式 様式第三十四号

三十五 条例第十六条の二の二第九項の規定による生態系維持回復事業の確認（認定）事項の変更の届出に係る様式 様式第三十五号

第十条の次に次の一条を加える。

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第十一条 条例第十条第三項の規定による許可を受けた行為又は条例第十二条第一項の規定による届出を完了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第四条の二第二項及び第三項又は第五条の二第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない書類（以下この条において「添付書類」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

3 前項に規定するもののほか、条例第十条第三項の規定による許可の申請又は同条第七項若しくは第九項若しくは第十二条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。

様式第一号から様式第七号までを次のように改める。

様式第1号(第10条関係)

県立自然公園事業執行認可申請書(同意協議書)

内において 事業を執行したいので、県立自然公園条例第7条の2第3項(第2項)の規定により、次のとおり申請(協議)します。

年 月 日

申請者(協議者)の住所及び氏名(記名押印又は署名)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

宮城県知事 殿

公 園 施 設 の 類		
公 園 施 設 の 置		
公 園 施 設 の 規 模 及 び 構 造		
公 園 施 設 の 管 理 又 は 経 営 方 法	経 営 方 法	直 営 委 託 (受 託 者)
	料 金 徴 収	有 無 (標 準 的 な 額)
	供 用 期 間	通 年 季 節 (供 用 期 間)
公 園 施 設 の 開 始 年 月 日	年 月 日	
工 事 施 行 の 期 間	年 月 日 着 工 年 月 日 完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「事業」の箇所には公園事業名を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第10条関係)

県立自然公園事業執行認可(同意)事項変更申請書(変更協議書)

内において 事業の執行の同意(認可)を得た内容を変更したいので、県立自然公園条例第7条の2第6項の規定により、次のとおり申請(協議)します。

年 月 日

申請者(協議者)の住所及び氏名(記名押印又は署名)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名) 〕

宮城県知事 殿

執行の同意を得た) (認可を受けたる)号 年 月 日 及び 番 号		年 月 日 宮城県()指令第 号		
変更の内容	事項	変更前	変更後	
	公園施設の類			
	公園施設の置			
	公園施設の造			
	公園施設の管理又は 経営方法	経方 営法		
		料金 徴収		
供用 期間				
変更しようとする年月日		年 月 日		
工事施行の予定期間		年 月 日 着工 年 月 日 完了		
変更を必要とする理由				
備考				

- 備考 1 申請文の「 内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 事業」の箇所には公園事業名を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号(第10条関係)

県立自然公園執行認可(同意)事項変更届

内において 事業の執行の認可を受けた(同意を得た)事項を変更したので、県立自然公園条例第7条の2第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

宮城県知事 殿

執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日 宮城県()指令第 号		
公園施設の種類				
変更の内容	事 項		変 更 前	変 更 後
	受託者の氏名(名称、代表者の氏名)住所			
	公園施設の管理又は経営方法	受託者		
		標準的な額		
		供用期間		
	供用予定年月日		年 月 日	年 月 日
工事施行の予定期間		年 月 日 着工完了	年 月 日 着工完了	
変更した年月日		年 月 日		
変更の理由				
備 考				

- 備考 1 申請文の「内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「事業」の箇所には公園事業名を記載すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(第10条関係)

法人の合併(分割)による県立自然公園の公園事業者の地位承継申請書(同意協議書)

内において が執行する 事業に係る公園事業者の地位を承継したいので、県立自然公園条例第7条の4第1項の規定に基づき、次のとおり申請(協議)します。

年 月 日

主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名(記名押印又は代表者の氏名)

宮城県知事 殿

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 宮城県()指令第 号
公園施設の種類	
公園事業者である法人の 名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	年 月 日
合併(分割)した理由	
備考	

- 備考 1 申請文の「内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「事業」の箇所には公園事業名を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5号(第10条関係)

相続による県立自然公園事業承継申請書

内において が執行していた 事業を承継したいので、
 県立自然公園条例第7条の4第4項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)

宮城県知事 殿

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 宮城県()指令第 号
公園施設の種類	
被相続人との続柄	
被相続人の 氏名及び住所	
被相続人が 死亡した年月日	年 月 日
備 考	

- 備考 1 申請文の「 内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 事業」の箇所には公園事業名を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(第10条関係)

県立自然公園事業休止(廃止)届

内において 事業を休止(廃止)したいので、県立自然公園条例
第7条の5第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
(法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名))

宮城県知事 殿

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 宮城県()指令第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園事業の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)
休止中(廃止後)の 公園施設の 管理方法(取扱い)	
休止(廃止)を必要 とする理由	
備 考	

- 備考 1 申請文の「 内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 事業」
の箇所には公園事業名を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号(第10条関係)

県立自然公園事業執行認可(同意)失効届

内において 事業執行の認可(同意)を失効したため、県立自然公園条例第7条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

宮城県知事 殿

執行の認可を受けた (同意を得た) 年月日及び番号	年 月 日 宮城県()指令第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

- 備考 1 申請文の「 内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 事業」の箇所には公園事業名を記載すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

る。
様式第十四号を様式第八号とし、様式第十三号を様式第九号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第10号(第10条関係)

特別地域内高山植物等(木竹)の採取(損傷)許可申請書

県立自然公園条例第10条第3項の規定により、の特別地域内における
高山植物等(木竹)の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名) 〕

宮城県知事 殿

行為の目的		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法	採取(損傷)物の種類	
	採取(損傷)物の数量	
	採取(損傷)の方法	
	関連行為の概要	
着手及び完了の	着 手	
	完 了	
予 定 年 月 日		
備 考		

- 備考 1 申請文の「 の特別地域内」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十六号を様式第十一号とし、様式第十七号を様式第十二号とする。
様式第十八号中、「トキ等の齧齧」を「トキ等の齧齧及びその圍」に改め、同様式を様式第十三号とし、様式第十八号の二を様式第十四号とし、様式第十九号を様式第十五号とし、様式第二十号を様式第十六号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第17号(第10条関係)

特 別 地 域 内 木 竹 以 外 の
植 物 の 植 栽 (播 種) 許 可 申 請 書

県立自然公園条例第10条第3項の規定により、 の特別地域内における
木竹以外の植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
(法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名))

宮城県知事 殿

行 為 の 目 的		
行 為 の 場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
行 為 の 施 行 方 法	植栽(播種)する 植 物 の 種 類	
	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管 理 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
着 手 及 び 完 了 の	着	手
予 定 年 月 日	完	了
備 考		

- 備考 1 申請文の「 の特別地域内」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

る。
様式第二十一号を削り、様式第二十一号の二を様式第十八号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第19号 (第10条関係)

特 別 地 域 内 動 物 を 放 つ 行 為
(家 畜 の 放 牧) の 許 可 申 請 書

県立自然公園条例第10条第3項の規定により、
の特別地域内における
動物を放つ行為 (家畜の放牧) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)
(法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名 (記名
押印又は代表者の署名))

宮城県知事 殿

行 為 の 目 的		
行 為 の 場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
行 為 の 施 行 方 法	動 物 (家 畜) の 種 類	
	動 物 量 (家 畜) 数 量 (頭 数)	
	管 理 方 法	
着 手 及 び 完 了 の 予 定 年 月 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 の特別地域内」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二十二号を様式第二十号とし、様式第二十二号の二を様式第二十一号とし、様式第二十三号を様式第二十一号とし、

様式第二十四号を「第10条第5項」を「第10条第7項」にし、「同条第3項第6号」を「同条第3項第7号」にし、「様式第14号から第23号まで」を「様式第8号から様式第22号まで」にし、同様式を様式第二十三号とし、

様式第二十五号を「第10条第6項」を「第10条第8項」にし、「様式第14号から第23号まで」を「様式第8号から様式第22号まで」にし、同様式を様式第二十六号とし、「第10条第7項」を「第10条第9項」にし、

「 行為の場所」を

「 行為の場所
行為地及びその
行為地及びその
付近の状況」に改め、同様式を様式

第二十五号とし、

様式第二十七号を「第10条第7項」を「第10条第9項」にし、

「 行為の場所」を

「 行為の場所
行為地及びその
行為地及びその
付近の状況」に改め、同様式を様式

第二十六号とし、

様式第二十八号を

「 行為の場所」を

「 行為の場所」

「 行為地及びその
付近の状況」に改め、同様式を様式

第二十七号とし、

様式第二十九号を

「 行為の場所」を

「 行為の場所
地域の概況
行為地及びその
付近の状況」に改め、同様式を様式

第二十八号とし、

様式第三十号を

「 行為の場所」を

「 行為の場所
行為地及びその
行為地及びその
付近の状況」に改め、「工作物の種類」を

「工作物の種類及びその箇所」に改め、同様式を様式第二十九号とし、

様式第三十一号を

「 行為の場所」を

「 行為の場所」

行為地及びその 付近の状況	
------------------	--

に改め、同様式を様式

第三十号「あ」。

様式第三十一号中

行為の場所	
-------	--

を

行為の場所	
行為地及びその 付近の状況	

に改め、同様式を様式

第三十一号「あ」。

様式第三十三号中

行為の場所	
-------	--

を

行為の場所	
行為地及びその 付近の状況	

に改め、同様式を様式

第三十一号「あ」。

様式第三十五号中「第11条」を「同条第13項」及び「第12条第2項」や「第12条第3項」に改め、
同様式を様式第三十八号「あ」。

様式第三十四号(表)中「第7条の10(第7条の14において準用する場合を含む。)」や「第7条の
8」に改め、同様式(裏)を次のように改め、同様式を様式第三十七号「あ」。

(裏)

県立自然公園条例(抜すい)

(報告徴収及び立入検査)

- 第7条の8** 知事は、第7条の2第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第14条** 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第10条第3項の規定による許可を受けた者又は第12条第3項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、第10条第3項、第12条第3項又は前条の規定による処分をするために必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第10条第3項各号若しくは第12条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
 - 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(利用のための規制)

- 第16条** 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
 - 3 前項の規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(実地調査)

- 第17条** 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。
- 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
 - 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

様式第三十三号の二を様式第三十六号とし、様式第三十二号の次に次の三様式を加える。

様式第33号(第10条関係)

生態系維持回復事業確認(認定)申請書

内において 生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けたいので、県立自然公園条例第16条の2の2第2項(第3項)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名) 〕

宮城県知事 殿

生態系維持回復事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
備考	

- 備考 1 申請文の「内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第34号(第10条関係)

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

内において 生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項を変更したいので、県立自然公園条例第16条の2の2第6項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

宮城県知事 殿

確認(認定)を受けた 年 月 日 及び 番号		年 月 日 宮城県() 指令第 号	
変更の内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備考			

- 備考 1 申請文の「内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第35号(第10条関係)

生態系維持回復事業認定(確認)事項変更届

内において 生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項を
変更したので、県立自然公園条例第16条の2の2第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名) 〕

宮城県知事 殿

確認(認定)を受けた 年月日及び番号	年 月 日 宮城県()指令第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

- 備考 1 申請文の「内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の県立自然公園条例施行規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の県立自然公園条例施行規則の規定によるものとみなす。

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則(昭和五十年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号八(ル)中「第十号及び第十三条第一項第八号」を「第十三号及び第十三条第十一号」に改め、同条中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第十二条中「第十八条第七項第二号」を「第十八条第七項第三号」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同法第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十三条中「第十八条第七項第三号」を「第十八条第七項第四号」に改め、同条第十号中「第七号」を「第十号」に改め、同条を同条第十三号とし、同条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第三百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

又 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

ル 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて、森林の整備及び保全を図るために条例第十八条第一項第八号の規定

により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるものイ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十八条第一項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

口 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

八 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

(イ) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(ロ) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第十四条中、「第二十条第三項第五号」を、「第二十条第三項第五号」に改める。

第十五条中、「第二十条第三項第五号」を、「第二十条第三項第六号」に改め、同条第一号中、「第九号イ」を、「第十二号イ」に、「第九号ハ」を、「第十一号ハ」に改める。

第十七条中、「第二十一条第八項第三号」を、「第二十一条第八項第四号」に改める。

第十八条中、「第二十一条第八項第四号」を、「第二十一条第八項第五号」に改め、同条第六号中「第十三条第九号二」を、「第十三条第十二号二」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（生態系維持回復事業の確認）

第十八条の二 国及び市町村等が、条例第二十二条の三第一項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

へ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

（生態系維持回復事業の認定）

第十八条の三 国、県及び市町村等以外の者が、条例第二十二条の三第三項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからハまでのいずれかに該当すること。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第十八条の四 条例第二十二条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第二十二条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第十八条の五 条例第二十二条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

第二十六条第一項及び第三項中、「第二十条第三項第六号」を、「第二十条第三項第七号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（生態系維持回復事業に係る確認申請書等）

第二十六条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式を知事に提出しなければならない。

一 条例第二十二条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定を受けようとする者 生態系維持回復事業確認（認定）申請書（様式第二十六号の二）

二 条例第二十二条の三第七項の生態系維持回復事業の変更の確認又は認定を受けようとする者 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（様式第二十六号の三）

三 条例第二十二条の三第九項に規定する軽微な変更の届出をしようとする者 生態系維持回復事業変更届（様式第二十六号の四）

様式第六号の次に次の三様式を加える。

様式第6号の2(第25条関係)

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名) 〕

自然環境保全条例第18条第1項の規定により、特別地区における木竹損傷の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

行 為 の 目 的			
行 為 の 場 所			
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況			
行 為 の 施 行 方 法	木 竹 (損 傷) の 種 類		
	木 竹 (損 傷) の 数 量		
	木 竹 (損 傷) の 方 法		
	関 連 す る 行 為 の 概 要		
	自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮		
行 為 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 年 月 日	着 手 (予 定)	年	月 日
	完 了 (予 定)	年	月 日
備 考			

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号の3 (第25条関係)

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名) 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名) 〕

自然環境保全条例第18条第1項の規定により、特別地区における植物の植栽 (播種) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の種類			
行為の目的			
行為の場所	県	郡	町 大字 字 地番
		市	村
行為地及びその付近の状況			
行為の施行方法	植栽 (播種) する植物の種類		
	植栽 (播種) 面積		
	植栽 (播種) 数量		
	植栽 (播種) 方法		
	管理の方法		
	関連する行為の概要		
	自然環境保全上の配慮		
行為の着手及び完了の予定年月日	着手 (予定)	年	月 日
	完了 (予定)	年	月 日
備考			

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号の4(第25条関係)

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名) 〕

自然環境保全条例第18条第1項の規定により、特別地区における動物を放つ行為(家畜の放牧)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の種類			
行為の目的			
行為の場所	県	郡	町 大字 字 地番
	市	村	地 目
行為地及びその付近の状況			
行為の施行方法	動物(家畜)の種類		
	動物(家畜)の数量(頭数)		
	管理の方法		
	自然環境保全上の配慮		
行為の着手及び完了の予定年月日	着手(予定)	年	月 日
	完了(予定)	年	月 日
備考			

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第十六号中「第20条第3項第6号」を「第20条第3項第7号」に改める。
様式第二十六号の次に次の三様式を加える。

様式第26号の2 (第26条の2関係)

生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名) 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名) 〕

自然環境保全条例第22条の3第4項の規定により、生態系維持回復事業計画に適合する旨の確認 (認定) を受けたいので、次のとおり申請します。

生態系維持回復 事業を行う区域	県自然環境保全地域 (地区)
生態系維持回復 事業の内容	
生態系維持回復 事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

(注) 1 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、県自然環境保全地域の名称及び特別地区と普通地区を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第26号の3 (第26条の2関係)

生態系維持回復事業変更確認 (認定) 申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名) 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名) 〕

自然環境保全条例第22条の3第7項の規定により、生態系維持回復事業計画に適合する旨の確認 (認定) の変更の確認 (認定) を受けたいので、次のとおり申請します。

確認 (認定) を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更しようとする事項 〔 1 生態系維持回復事業を行う区域 2 生態系維持回復事業を行う内容 3 生態系維持回復事業を行う期間 〕	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変更しようとする年月日	年 月 日	
備 考		

(注) 1 「変更しようとする事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第26号の4（第26条の2関係）

生態系維持回復事業変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名） 〕

自然環境保全条例第22条の3第9項の規定により、生態系維持回復事業計画に適合する旨の確認（認定）を受けた事項に変更があつたので、次のとおり届け出ます。

確認（認定）を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更した事項	変 更 前	変 更 後
変更の理由		
変更した年月日	年 月 日	

様式第三十号中「第20条第3項第6号」を「第20条第3項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の自然環境保全条例施行規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の自然環境保全条例施行規則の規定によるものとみなす。